

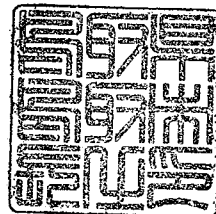
鳥取



受環生第381号
平成29年6月21日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (回答)
(対平成29年6月2日付け第201700056695号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

- (1) 事業実施想定区域の一部は、気高都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当します。
(鳥取市都市整備部建築指導課)
- (2) 調査、予測及び評価について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。
指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って、設定すること。
風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。
周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。
(鳥取市環境下水道部生活環境課)
- (3) 本市では市全域を景観計画区域の対象としています。
当該箇所周辺は山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観づくりの基準を策定しています。
よって、設計計画時には事前協議及び鳥取市景観形成審議会で意見照会を行ったうえで、景観法第16条第1項の届出を提出してください。
なお、事業実施にあたり景観に係る近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得るよう心掛けてください。
(鳥取市都市整備部都市環境課)